

# マイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！

問 市 保険課(近江庁舎) ☎52-6922 FAX 52-8730

3月からマイナンバーカードの健康保険証利用がスタートしました。オンライン資格確認が導入されている医療機関等で順次利用が開始されます。

健康保険証として利用する際は、事前申し込みが必要です。申し込みは、オンラインサービス「マイナポータル」にアクセスするか、各庁舎窓口・行政サービスセンターへお越しください。

Point  
1

## どんないいことがあるの？

### ① いつもの通院のときに

#### 受け付け

顔認証または暗証番号の入力でスムーズに



#### 診療・薬剤処方

過去のデータに基づいた診療・処方が受けられる

#### 支払い

限度額以上の一時支払いが不要に



### ② 転職や結婚のときに



保険証の切り替えを待たずに、マイナンバーカードで受診できる  
※保険者への加入・喪失の届け出は引き続き必要です

### ③ 確定申告のときに



医療費控除を簡単に申告できる(マイナポータルからe-TAXに情報連携が可能に)  
※令和3年分からの開始です

Point  
2

## どうやって使うの？

マイナンバーカードを持っていますか？

持っている



### ① スマホ・パソコンで申し込む方法

マイナンバーカード読み取り対応のスマホ(またはパソコンとICカードリーダー)でマイナポータルにアクセスして申し込みます。

持っていない



まずはマイナンバーカードを作ります。



詳しくはこちらへ

### ② 市役所で申し込む方法

各庁舎・行政サービスセンターで申し込みができます。

**持ち物** マイナンバーカード  
(4桁の暗証番号が必要です)

Point  
3

## どの病院・薬局で利用できるの？

- ・右のステッカー・ポスターが貼ってある医療機関・薬局で利用できます。
- ・ウェブサイト(厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金)でも3月下旬から紹介されます。

※令和5年3月末には概ね全ての医療機関等で利用できるよう準備が進められています



マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

受付時間

平日 9時30分～20時

土日祝 9時30分～17時30分(年末年始を除く)